

# 石川県公報

令和5年4月11日

第13598号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		選挙管理委員会	
○青少年に有害な興行の指定 公表	(少子化対策監室) 1 (管財課) 1	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の 請求の場合の署名者の最低数	3
○令和4年度政府調達に係る苦情の受付及び処理状況の 公表	(監理課) 1	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理 委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求 の場合の署名者の最低数	3
○公共測量終了公告	(警察本部) 2	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	4
○入札公告		○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署 名者の最低数	4

## 告 示

### 石川県告示第154号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和5年4月11日

石川県知事 馳 浩

#### 1 有害興行

興行の種類	興行名	製作会社・配給会社等名
映画	レッド・ロケット (原題) RED ROCKET	トランスフォーマー (アメリカ)

#### 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

#### 3 指定年月日

令和5年4月11日

## 公 告

令和4年度政府調達に係る苦情の受付及び処理状況の公表

政府調達に関する苦情の処理手続要領（平成8年石川県告示第366号）第8条の規定により、令和4年度における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和5年4月11日

石川県知事 馳 浩

受付及び処理の件数 なし

### 公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年4月11日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公 共 測 量 (航 空 レ ー ザ 計 測)	令和4年9月21日から 令和5年3月24日まで	手取川・梯川(白山市の一部、川 北町の一部、能美市の一部、小松 市の一部)

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年4月11日

石川県知事 馳 浩

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入件名  
運転教育教本
- (2) 納入予定数量  
130,000冊
- (3) 納入期間  
契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (4) 納入場所  
石川県警察本部が指定する場所

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和5年5月8日(月)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

## 4 入札参加者資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和5年5月9日(火)までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110 (内線2214)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和5年5月10日(水)正午

(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和5年5月10日(水)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は1(1)の物件の1冊当たりの単価額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第44号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和5年4月11日

石川県選挙管理委員会

18,768人

### 石川県選挙管理委員会告示第45号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和5年4月11日

石川県選挙管理委員会

217,296人

**石川県選挙管理委員会告示第46号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和5年4月11日

石川県選挙管理委員会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	124,951人
七 尾 市 選 挙 区	14,221人
小 松 市 選 挙 区	29,248人
輪 島 市 選 挙 区	7,157人
珠 洲 市 鳳 珠 郡 選 挙 区	10,835人
加 賀 市 選 挙 区	18,050人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	9,478人
か ほ く 市 選 挙 区	9,927人
白 山 市 選 挙 区	31,052人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	15,093人
野 々 市 市 選 挙 区	14,683人
河 北 郡 選 挙 区	17,673人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	5,553人
鹿 島 郡 選 挙 区	4,872人

**石川県選挙管理委員会告示第47号**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和5年4月11日

石川県選挙管理委員会

217,296人